

●「平成30年北海道胆振東部地震」の被災者支援状況について

1 り災証明書の交付申請受付終了について

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震に関する「り災証明書」につきましては、地震の発生から時間が経過することにより、建物の被害が当該地震に起因するものか否かの判断が困難となることから、交付申請受付は令和元年（2019年）8月30日（金）までとなります。

り災証明書とは・・・被害を受けた建物の所有者等の申請に基づき、札幌市が建物の被害の程度を調査・判定し、その結果を証明するものです。一部の生活支援制度を申請する場合、り災証明書の提出または提示が必要となります。

○り災証明書の発行状況（2019年6月19日現在）

- ・全壊 105件（住家98件、非住家7件）
- ・半壊（大規模半壊含む） 781件（住家756件、非住家25件）
- ・一部損壊 5,914件（住家5,707件、非住家207件）

2 主な被災者支援について

(1) 生活支援関連

支援メニュー	内容・申請期限・実績	申請・問い合わせ先
①被災者生活再建支援金	り災証明書で「全壊」「大規模半壊」と判定された方などを対象に、被害の程度によって基礎支援金（37万5000円～100万円）を支給。加えて、住宅を建設・購入した場合などに加算して支給（37万5000円～200万円）。 ■申請期限 基礎支援金：2019年10月5日（土） 加算支援金：2021年10月5日（火） ■実績（6月19日現在） 受理件数：430件 支給決定：324件3億1812万5000円	保護自立支援課 211-2992
②被災者生活支援一時金	居住していた住居が、り災証明書で「全壊」と判定された場合20万円、「大規模半壊」「半壊」と判定された場合10万円を支給。 ■申請期限 未定 ■実績（6月19日現在） 受理件数：977件 支給決定：839件9410万円	保健福祉局総務課 211-2932
③災害義援金	複数回に分けて配分予定。第3次配分までの額は、「死亡者」150万円/人、「重傷者」50万円/人、「全壊」150万円/世帯、「大規模半壊」100万円/世帯、「半壊」80万円/世帯、「一部損壊」10万円/世帯（50万円以上の修繕費を支出した場合は30万円/世帯） ■申請期限 未定 ■実績（6月19日現在） 受理件数：5917件 支給決定：5114件13億1402万円	区政課 211-2252

支援メニュー	内容・申請期限・実績	申請・問い合わせ先
④保険料等の減免	<p>り災証明書で「半壊」以上と判定され、一定の要件を満たす世帯を対象に、介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のほか、国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金を、被害状況に応じて減免。</p> <p>■申請期限</p> <p>国民健康保険料減免：2020年3月31日（火） 後期高齢者医療保険料減免：2019年9月6日（金） 後期高齢者医療保険料猶予：2019年4月1日（月） 介護保険料：2020年3月31日（火） 国民健康保険一部負担金の減免：2020年8月31日（月） 後期高齢者医療の一部負担金の減免：2020年8月31日（月）</p> <p>■実績（6月19日現在）</p> <p>受理件数</p> <p>国民健康保険料減免：293件 後期高齢者医療保険料：269件 介護保険料：639件 国民健康保険一部負担金の減免：277件 後期高齢者医療の一部負担金の減免：279件</p> <p>決定件数</p> <p>国民健康保険料減免：291件 後期高齢者医療保険料：264件 介護保険料：639件 国民健康保険一部負担金の減免：277件 後期高齢者医療の一部負担金の減免：279件</p>	<p>介護保険課 211-2547</p> <p>保険企画課 211-2952</p>
⑤市税等の減免	<p>○市民税・道民税の減免</p> <p>り災証明書で自己または扶養親族が所有する住宅について「半壊」以上と判定された方などを対象に、被害状況・前年の合計所得金額に応じて震災日以後に納期限が到来する税額の一部または全部を減免。</p> <p>○固定資産税・都市計画税の減免</p> <p>り災証明書で「半壊」以上と判定された家屋などを対象に、被害状況に応じて震災日以後に納期限が到来する税額の一部または全部を減免。</p> <p>■申請期限</p> <p>個人市・道民税の減免：2019年6月10日（月） 固定資産税及び都市計画税の減免：2019年1月4日（金）</p> <p>※り災証明書により減免を認定するものについては、申請期限後においても、半壊以上のり災証明書が初めて交付された日から2か月間、申請可能。</p> <p>■実績（6月19日現在）</p> <p>受理件数</p> <p>市・道民税：959件 固定資産税：785件 都市計画税：765件</p> <p>※申請があった対象のうち納税義務者でないものを除いた件数。</p> <p>決定件数</p> <p>市・道民税：957件（内、減免件数363件） 固定資産税：764件（内、減免件数715件） 都市計画税：744件（内、減免件数700件）</p>	<p>市民税課 211-2272</p> <p>固定資産税課 211-2228</p>

支援メニュー	内容・申請期限・実績	申請・問い合わせ先								
⑥上下水道料金の減免	<p>り災証明書で「半壊」以上と判定され、水道局から直接請求を受けている方（下水道使用料のみの請求も含む）を対象に、9・10月に水道メーターを検針して算出した上下水道料金（最大で2カ月分）を全額免除。</p> <p>■申請期限 2019年12月27日（金）</p> <p>■実績（6月19日現在） 決定（審査済み）件数：896件</p> <p>※全件審査完了</p>	<p>水道局営業課 211-7039</p>								
⑦日用品等の提供	<p>「さっぽろまちづくりパートナー協定」を締結している企業各社から寄付された日用品・寝具・食料品などを公営住宅または応急仮設住宅に避難した方に対して提供。</p> <p>■実績（3月4日現在 受付・配送完了） 提供世帯：85世帯</p>	<p>都市局総務課 211-2555</p>								
⑧家庭ごみ処理手数料の減免	<p>り災証明書で「半壊」以上と判定された方を対象に、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・札幌市のごみ処理施設に直接搬入するごみの処理手数料を減免するほか、家電4品目・パソコンの無料引き取り。</p> <p>■申請期限 2019年3月31日（日）</p> <p>■実績（受付終了） 受理件数・支給決定数</p> <table border="0" data-bbox="502 1075 1197 1153"> <tr> <td>大型ごみ</td> <td>: 260件</td> <td>燃やせるごみ等</td> <td>: 518件</td> </tr> <tr> <td>家電4品目等</td> <td>: 237件</td> <td>直接搬入</td> <td>: 89件</td> </tr> </table>	大型ごみ	: 260件	燃やせるごみ等	: 518件	家電4品目等	: 237件	直接搬入	: 89件	<p>【大型ごみ】 環境局業務課 211-2916</p> <p>【大型ごみ以外】 循環型社会推進課 211-2912</p> <p>【ごみ処理施設への直接搬入】 施設管理課 211-2922</p>
大型ごみ	: 260件	燃やせるごみ等	: 518件							
家電4品目等	: 237件	直接搬入	: 89件							

(2) 住宅支援関連

支援メニュー	内容・申請期限・実績	申請・問い合わせ先
一時避難先の確保		
⑨市営住宅の提供	被災者に対して、市営住宅（原則もみじ台団地）を無償で提供する。 ■申請期限 2019年9月30日（月） ■提供期間 「半壊」以上の方：2020年9月30日（水） 一部損壊以下の方：2019年9月30日（月） ■実績（6月19日現在） 111戸（入居継続している世帯数は42戸）	住宅課 （住宅管理担当） 211-2806
⑩応急仮設住宅	り災証明書で「全壊」と判定されるなど自らの住居に居住できない方を対象として、希望する民間賃貸住宅を札幌市が借り上げて提供する（家賃月額の上限：1人世帯7万円、2～4人世帯9万3000円、5人以上世帯11万1000円）。 ※⑨との併用は不可 ■申請期限 2019年9月30日（月） ■実績（6月19日現在） 申請件数：86件 支給決定：86件	住宅課 211-2807
被災住宅の修繕等		
⑪住宅応急修理制度	り災証明書で「半壊」等と判定された方を対象として、屋根・玄関ドア・トイレなど日常生活に必要となる最小限度の部分の応急的な修繕を札幌市が業者に依頼し、費用を支払う。（札幌市の負担上限額58万4000円/戸） ※⑧との併用は不可 ■申請期限 2019年9月30日（月） ■実績（6月19日現在） 申請件数：193件 支給決定：157件8935万円	住宅課 211-2807
⑫札幌市災害住宅補修資金貸付	居住の用に供する部分に10万円以上の損害を受けた家屋の補修工事を行う所有者等を対象として、必要な資金の貸付を行う（貸付限度額300万円、貸付利率0.63%、償還期間7年以内）。 ■申請期限 2019年9月30日（月） ■実績（6月19日現在） 申請件数：12件 貸付決定：10件1450万円	

支援メニュー	内容・申請期限・実績	申請・問い合わせ先
⑬宅地防災工事 資金貸付制度	<p>100万円（年利0.41%、償還期間15年以内）を限度として、札幌市内に所在する宅地所有者のうち、被災宅地危険度判定で「危険」判定を受けた方において、擁壁・排水施設などの設置工事費の9割以内に対して貸付を行う。</p> <p>■申請期限 未定</p> <p>■実績（6月19日現在） 受理件数：0件</p>	<p>宅地課 211-2512</p>
⑭被災家屋等の 撤去	<p>り災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された家屋等を対象として、所有者の申請に基づき札幌市が撤去する。撤去対象は壊れた家屋等であり、壊れていない物置や塀などは原則対象外。</p> <p>※「大規模半壊」と「半壊」については、10月29日から新たに対象とした。</p> <p>※11月30日から自費で撤去した方への償還を開始（5月から申請の条件を緩和）。</p> <p>■申請期限 公費撤去：2019年6月28日（金） 自費撤去：2019年12月27日（金）</p> <p>■実績（6月19日現在） 公費撤去の受理件数：138件（取り下げ15件を除く） 公費撤去の実施件数：着手38件（うち完了29件） ※平成30年度分は6800万円（22棟）、令和元年度については業務完了後に決定（年度末予定） 償還制度の受理件数：52件 償還決定26件3808万円</p>	<p>建築保全課 211-2816</p>
⑮宅地復旧支援事業	<p>対象工事費から50万円を控除した額に1/2を乗じた額のうち200万円を限度として、宅地の現状復旧に向けた工事（のり面や擁壁復旧工事等）や、液状化の再発防止に向けた地盤改良工事、住宅基礎の沈下等による傾斜復旧工事（ジャッキアップ等）に要する費用の一部補助を実施</p> <p>■申請期限 未定</p> <p>■実績（6月19日現在） 申請件数：121件</p>	<p>宅地課 （宅地復旧支援担当） 211-2565</p>

問い合わせ先

（り災証明について）

財政局税政部固定資産税課 澤田・中山

電話：211-2228、ファクス：218-5149

（被災者支援全般について）

被災者支援室（まちづくり政策局政策企画部政策推進課内） 渋谷

電話：211-2139、ファクス：218-5109

（災害義援金について）

市民文化局地域振興部区政課 池田・西山

電話：211-2252、ファクス：218-5156